

## アーキビスト認証委員会（第7回）議事の記録

1 開催日時 令和3年3月18日（木） 15時00分～17時00分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

### 3 出席者

(委員長)	高埜 利彦	(学習院大学名誉教授)
(委員長代理)	大友 一雄	(国文学研究資料館教授)
(委員)	井上 由里子	(一橋大学大学院教授)
	大賀 妙子	(国立公文書館アドバイザー)
	太田 富康	(埼玉県立文書館主任専門員)

※井口和起委員（京都府立京都学・歴彩館顧問）、福井仁史委員（日本学会議事務局長）は欠席

(内閣府)	杉田 和暁	大臣官房公文書管理課長
(国立公文書館)	加藤 丈夫	館長
	小八木大成	次長
	梅原 康嗣	統括公文書専門官
	幕田 兼治	首席公文書専門官心得
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

### 4 議題

- (1) アーキビスト認証の在り方と今後の実施に向けた課題について
- (2) 認証アーキビストの更新について
- (3) アーキビスト認証の拡充について
- (4) その他

### 5 概要

○高埜委員長 定刻前ではあるが、予定の先生方がお集まりであるので、ただいまから第7回アーキビスト認証委員会を開会する。井口委員、福井委員は、本日ご公務のため欠席となる。また、本日は杉田和暁公文書管理課長がご出席の予定であるが、急な公務のため4時頃にご到着するようで、議題の中で杉田課長からお話を伺う予定である。

本日の委員会は、出席委員が5名と過半数に達しているので、アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる会議として成立している。

それでは初めに、国立公文書館の加藤丈夫館長よりご挨拶をいただきたい。なお、加藤館長は所用により、ご挨拶の後ご退室となる。

○加藤館長 アーキビスト認証が1月にスタートし、NHKのニュースウォッチ9でも取り上げられた。大変反響があり、方々からいい仕組みができたという高い評価をいただいた。我が国で初めての公的な資格ということで、順調にスタートできたことについて、改めて委員の先生方に御礼を申し上げたい。大げさになるが、日本におけるアーキビストの専門性の確立という点で、非常に意義のある取組であったと思う。

今日の議題にもある「アーキビスト認証の拡充について」は、以前にも「准アーキビスト」という名前でご検討をお願いし、今日、高埜委員長のご了解を得て、これからご審議い

ただくことになっている。私としては、せっきくアーキビストの社会的な意義、専門性というものを確立したわけだから、アーキビストという名前はあまり軽々しく使いたくないなど。それからもう一つは、認証アーキビストは国立公文書館長が任命するということになっているけれども、これらの認証者を誰にするかということも併せてご協議いただきたい。いづれにしても、せっきく専門性ということができたわけだから、そのことを大事にしたい。

ただ一方で、アーキビストの裾野を拓げる点も大事な課題である。これからご議論いただくが、ニーズとして、一つは、中央省庁をはじめ地方自治体で現用文書を扱っている実務担当者に対して、資格を与えたらどうかというもの。もう一つは、これから大学で学ぶ人、大学院で勉強する人たちの一つの目標として、資格を与えたらどうかというもの。それからもう一つは、全国各地の文書館で働いている実務の担当者たち、いわゆるアーカイブズ部門で仕事をしている方たちに、資格を与えたらどうかというもの。いくつかのニーズがあるわけだが、それを一つにまとめるというのは大変な作業で、これはやはり認証委員の先生方に議論して決めいただくということが、最も社会に対しても説得力があるし、当館にとっても大事であると思う。これは、私からのお願いである。

それで、実は何人かの方に既にお話ししたけれども、私はこの3月末日で国立公文書館長を退任することになった。就任したのは2013年6月1日であり、7年10か月、日にちにすると2,862日ということで、何か思いがけず長くいたという感じである。私自身は二つの目標を持っていて、一つは、公文書館というものを、国民に対して開かれた存在にしたい、国民目線で見えた公文書というものを大事にしたい。そのためには、公文書館をよく知ってもらい、来館する方を増やすこと。そして、活動に対して国民の理解を得ること。そのことを目標としてきた。もう一つは、少し延びて2028年となったけれども、新館の完成に向けて、ハード面は国でやっていただくが、その中身である展示、閲覧、研究のサービス、その基になる人材の育成、そういう新館建設に向けたソフト面の整備、この2つを自分自身としては目標としてやってきた。このアーキビスト認証もその一つとして、先生方のご尽力でスタートしたけれど、私の在任期間中でも非常に大きな、思い出に残る出来事であった。

今月末で退任するが、大事なテーマであるので、新館長には引き続き、この問題について取り組んでいただけたらと思う。本当に長い間、ありがとうございました。

(加藤館長、退室。)

- 高埜委員長 このアーキビスト認証をこれまでリードしてくれた加藤館長が3月でご退任ということで、大変残念である。もっとご指導に預かりたい、面倒を見ていただきたいという思いである。4月以降、新館長の下でも、この認証委員会がしっかり軌道に乗るように、委員の皆様、あるいは事務局の皆様のご尽力を改めてお願い申し上げる次第である。どうぞよろしく。それでは早速、議題に入っていきたい。

## 議題1 アーキビスト認証の在り方と今後の実施に向けた課題について

- 梅原統括公文書専門官 資料1-1、1-2に基づき説明

令和2年度は総勢248名の申請があり、先生方の献身的なご協力を得て、10月、11月、12月と3回の委員会を経て、190名の方の認証に漕ぎ着けた。1月8日に認証アーキビスト名簿を公表し、1月末までに認証状・認証カードを発送した。今日配布した国立公文書館ニュース第25号の4ページ、特集2に「認証アーキビストの誕生」という形で記事を掲載している。今後は全国の公文書館、アーカイブズ関係機関の協力を得ながら、このアーキビスト認証委員会において、アーキビスト認証の将来像、あるいは審査など認証の在り方について、さらに検討をお願いしたいと考えている。

そこで、別紙1に、「アーキビスト認証の在り方に係る検討スケジュール(案)」をお示しした。まず一番上の「認証の在り方」であるが、どういう形であればアーキビストの専門性をきちんと測ることができるのかなど、さらに深めていただきたいと考えている。

また、今年度、第1段階として認証を開始したが、今後はこれらの活動を周知していくための普及活動も進めていきたい。アーキビストの専門性の確立とともに、その養成と社会的地位の向上を図るという狙いがあるので、今回認証された方たちからも発信していただくな

ど、活動を拡げていきたいと思う。

第2段階、第3段階は、拡充に係る検討、あるいは高等教育機関や関係機関との連携・協力、その他の課題であるが、このような形で着実に進めていきたい。

そこで、資料1-1に戻るが、今年度、審査を経て浮かび上がってきた具体的な課題について、時系列に沿って大きく4点にまとめている。

1点目は、申請書の記入ミスが目立ち、委員会での確認作業に時間を要したこと。これに対しては、申請様式の改善を図るとともに、「申請の手引き」で記入方法をよりわかりやすく説明していきたい。

2点目は、申請者の中には調査研究実績の写しを大量に添付してきた方もあり、先生方に非常にご負担をかけた。この辺も改善を図っていききたいと思っている。

3点目は、委員の先生方からもご指摘をいただいているが、審査基準について、申請者が理解しやすいよう示すべきというご意見もあり、認証アーキビスト審査規則や同審査細則の改正、「申請の手引き」で基準を満たす調査研究実績を例示していくことを考えている。

4点目は、最終的な結果の通知について。審査規則上は、理由を通知することになっていないが、先生方からも、結果が否とされた者に対しては、この取組に対して理解を得、再チャレンジを促すためにも、否とした具体的な理由を付して丁寧にお伝えするほうがよいという意見をいただき、実際に対応したところ。この対応に合わせ、規則に明記したいと考えている。

以上を踏まえて、次年度のスケジュールとして別紙2「令和3年度アーキビスト認証スケジュール（案）」を作成した。まず委員会については、基本的に今年度とほぼ同様のペースで回数を重ねていきたいと考えている。6月上旬に申請手続を公表する予定であるため、それまでに次年度1回目の認証委員会を開き、ご確認いただく機会をつくりたいと考えている。

実際の審査についてであるが、令和2年度は1月1日付けで認証したものの、結果の公表は1月8日になってしまった。この辺を改善して、12月中に結果を公表し、1月1日付けで認証という形がとれないかと考えている。例えば受付期間を1週間程度短くするとか、そういった形が取れば、先生方の審査の時間も一定程度確保でき、工夫できるのではないかと考えている。詳細については引き続き検討していきたい。

「普及啓発事業」については、まず申請者に向けて、オンラインを活用した説明の機会を設けたいと考えている。既に様々な関係機関からの要請もあるため、対応していきたい。

「その他」については、本日、議題2及び議題3として掲げているので、そちらで述べたいと思う。以上が資料1-1である。

次に資料1-2について説明する。こちらは審査細則第2条に定めている、「アーキビストの職務基準書」に基づく知識・技能等の修得が可能とされる大学院修士課程の科目、又はそれと同等と認められる関係機関の研修についてである。

1の「既定科目・研修のフォローアップ」の対象は、学習院大学のアーカイブズ学専攻、国立公文書館のアーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲ、国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジ（長期）であり、令和2年度に実施した科目や研修内容について、カレッジ（長期）については令和2年度は中止だったため、その前年度になるが、これらを確認することを考えている。

また、2の「新設科目・研修の追加」については、令和元年度の調査以降、こちらに情報が入ってきたもので、2つの大学院の話がある。具体的には大阪大学大学院アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースと島根大学大学院認証アーキビスト養成プログラムの中にある科目である。詳細については、配布資料の後ろに1枚ずつ各機関の表を載せている。今把握できているのは、こういった状況であり、これらが知識・技能として適切かを今後確認し、確認できた場合については追加していくということで、次回以降、お諮りしたい。

議題1の配布資料は以上となる。ご議論いただきたい点は、今後、規則や細則あるいは手引きの改正などを通じて、より参加しやすい仕組みにしていくということ。次に、来年度以降のスケジュール。最後に、新しい大学院の科目追加の動きがあるので、方向性についてお諮りしたい。よろしくお願ひしたい。

○高埜委員長 今、梅原さんから確認したいポイント3点をご説明いただいた。規則・細則・手

引きの修正・追記のポイント、それから来年度以降の検討スケジュールの方向性、それに令和3年度実施のスケジュール、大学院の科目についての方向性。これらに基づいて、議論あるいは確認をさせていただきたいと思う。それでは、まず委員の先生方から質問をいただきたい。あるいは梅原さんの報告に対して確認などあればお願いしたい。

- 大友委員 資料1-1に、実際に認証をやってみての諸課題をまとめてくれている。今年は申請数が膨大となり、申請書あるいは調査研究実績の写しが紙で送られてきて、それをエクセルの表などに集約し情報を取りまとめたが、調査研究実績の写しをPDFに変換する作業に労力を必要とした。取りまとめの仕組みをより円滑にするためには、電子媒体での申請あるいは電子申請システムみたいな形があると、スムーズになると考える。初回で人数が多かったこともあり、次回以降は対応できるとも考えられるが、今後は新規申請と更新申請が重なっていくことになるので、人海戦術では負担が大き過ぎる部分があるのではないかと思う。審査するほうにも、PDF等で電子的に送っていただくわけだが、それもクラウドとかに上げてもらえれば、CD-Rでの送付は不要となるし、国全体としてデジタル化の流れもあるので、申請手続きの電子化について考えていただくことが重要かと思った。
- 高埜委員長 今の点に関して、何か事務局において、現在の時点で、お考えになっていることはあるか。
- 梅原統括公文書専門官 実際の審査中にも、大友委員からお話をいただいております、具体的に電子申請システムというような形、あるいはクラウドにするというような形が取れるかどうかは今後検討させていただきたい。例えばメールでの申請は可能かもしれないと考えている。
- 幕田首席公文書専門官 少し補足すると、実は今、国立公文書館の閲覧の利用請求書についてはメールでの送付を可能としている。そういった事例も参考にしながら、今後、検討していきたい。先ほど大友委員がおっしゃったように、人数的に200人ちょっとのものをシステム化することについてはいろいろ考え方もあると思う。いずれにしても、館のほうで、アーキビスト認証にかかわらず、全体として仕組みをつくりながら取り組んでいきたいと思っている。
- 大友委員 よろしくお願ひしたい。
- 高埜委員長 それではスケジュールについては、6月上旬に申請手続きを公表する予定となっている。そこに間に合うものについては、事務局でご検討いただき、5月中に認証委員会を開催する。そこで確認して、6月に公表するというような手順になっているかと。
- 幕田首席公文書専門官 はい。
- 高埜委員長 ほかに何かあるか。
- 太田委員 では、二、三よろしいか。昨年審査をやっているながら、自分の考えが曖昧なままになってしまっていたのかなという、反省というか不安なところもある。今日、それに関わる話があったので確認させていただければと思う。一つは、資料1-1の2(2)「委員会における審査」というところで、申請者から非常にたくさんの実績が出てきて、これを全部見ていくのには負担がかかるので、何か改善をということである。私は審査するとき、数十点の実績が出てきた中で、必要数が二つあればよい場合、該当するものを二つ見つけたときには、そのあとのものについては、一つ一つ全部きちんとチェックしていくというほどにはやらなかったが、合格・不合格関係なく、一点一点全部きちんとやるべきだったのか。合格の人はいいかとも思うが、不合格の人の場合は、先ほどの4番の結果通知のほうに関係するが、実績が5点とか6点提出され不合格だった場合、1点は基準に該当するが、あとの4点は駄目だということを明確に伝えてあげないと、来年これは使える、これは使えないということにつながってくる。一点ごと全てのものに対して、これは良い、これはそうでないというようにやらないといけないのか。  
もう一つは、スケジュールについて12月に結果を公表できるように、申請の期間を短くするという案が出ている。申請者のことを考えると、そんなに短くして大丈夫か心配がある。私どもの館でも、勤務実績の証明依頼が申請締切の間際になって来るというような感じで、1か月の期間を目いっぱい使っていたような気がする。事務局で受付をしたときに、やっぱり締切の終わりのほうで結構来ていたというようなところが、どうだったのか。その辺を聞かせていただきたい。

- 高埜委員長 太田委員から2点の質問あるいは意見が出されたが、受付期間の問題について、1か月を具体的にどれぐらい短縮するのか。
- 梅原統括公文書専門官 先ほどは、受付期間は1週間程度の短縮と申し上げた。
- 高埜委員長 短縮が1週間ということは、3週間ぐらいの受付期間を設けると。
- 梅原統括公文書専門官 あまり極端に短くするというではない。確かに、細かい数値は今申し上げられないが、最後の週に申請書がたくさん届いたことは間違いない。  
当然、締切はどうしてもあるので、そこは忙しくなることはあるけれども、例えば6月に説明して、やり方を理解していただき、早くから準備をしてもらえればと思う。一方で受付期間が9月末まで必要ということなら、9月末に合わせるべきと思っているが、その辺は感覚としてどうであろうか。
- 高埜委員長 確かに、申請者は自己の調査研究実績について、かつての上司に証明してもらわなくてはいけないときに、その上司がすぐ見つかって証明をいただくことが可能であればいいが、ちょっと慌ただしくなるなという感じはある。先ほどの説明で、審査期間をしっかりと確保するため、少しでも受付期間を節減しようという発想だったように伺ったわけだが、大友委員がおっしゃった電子申請がうまく取り入れられれば、事務局の業務がもう少し整理され、今年度よりは削減される可能性もあるだろうか。
- 梅原統括公文書専門官 そう思われる。
- 伊藤上席公文書専門官 今年度は紙での申請を基本にしていたため、紙からPDF化のためのスキャニング作業が必要となり、実際に手を取られたということがあった。今回、電子媒体での申請を認めるという方向になれば、その部分はある程度軽減できると思う。
- 高埜委員長 何にしても、申請者に不利益が出ないように、その辺りは5月の認証委員会までに、もう一度確認していただきたい。現実的な日程を組んでいただけるとお願いしたい。  
太田委員からのご意見・ご質問はもう一つ、申請者から業績が多数提示されたケースである。申請するに当たって、業績は自分の代表的なものを何本というように限定するというやり方もあると思う。だが、恐らく申請者は、自分で判断がつかね、審査をする側に委ねたいというか、自分で落とせないという思いで、たくさん出してきている気がする。また、これは事務局にご苦労いただいたところであるけれども、申請者に対し「紀要の論文等」と「アーカイブズに係る調査研究実績」を入れ替えるアドバイスをしたケースもあったように記憶している。不合格の方の中には、何であの業績を出さなかったのか、という方もおられたと思う。申請者の心理としては、できるだけ出したいということもあったのではないかな。
- 梅原統括公文書専門官 「アーカイブズに係る調査研究実績」が2点必要であり、そのため実績を2点以上添付されてきた方が多くおられた。この場合、2点合格のものがあれば良く、3点目以降は、基本的にどのような内容か確認しなくても良いことになる。  
一方、不合格の方については、例えば4点の実績が添付されてきた場合、1点目は合格だけれど、あとの3点は残念ながらというふうな方もあったと思う。つまり必要とされる基準を満たす2点目が出るまで確認を続けなければいけない。それは今回、きちんとやっていただけだと思っており、特に不利益が生じた方はなかったと思っている。
- 高埜委員長 申請者に対して、提出する実績数を限定しないということではよろしいか。
- 幕田首席公文書専門官 実は事務局でも、申請の段階で制限を加えるというのは、申請者に不利益になってしまうのではないかという意見が出たところであった。資料1-1に書いてある「審査の運営方法の改善を行う」とは、そういう意見を踏まえつつ、今後も検討していきたいという趣旨であり、申請者に不利益にならないようにということは、私どもも相当意識している。受付期間を1週間程度短くしてもいいのではないかと思ったのは、6月初旬の段階で申請書類の様式がオープンになれば、準備を始めることができるので、締切を明確にしておけばできるかなと思っている。
- 高埜委員長 それではスケジュールとしては、1月1日付けで認証し、それに先立ち12月中には結果を公表する。この点については今日の委員会で確認したということにしたい。  
それでは、今後のスケジュールに関して、事務局においては、規則・細則というよりは、手引き・Q&Aの見直しについて、4月に取り組んでいただき、それから5月の認証委員会で決定できるようにしなければいけないと思う。その手前の段階で、事務局と少しやり取り

をしたほうがいいのではないかと思う。事務局がどのような計画をお考えなのか、無理のないところで説明をお願いしたい。

- 梅原統括公文書専門官 必要となる規則や細則の改正のポイントの確認、それを踏まえた具体的な書きぶりについての変更作業はすでに進めている。5月に開催予定の委員会の前に、事前にやり取りさせていただいて、会議に向けて準備していきたいと思う。
- 高埜委員長 では委員の皆様、そのようなことで、今後いろいろとお問合せがあるかと思う。それでは次に、資料1-2の審査細則の第2条に定める科目・研修についてである。これまで「アーキビストの職務基準書」に基づく知識・技能等の修得が可能な大学院の科目と関係機関の研修として、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の科目、国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲ、国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ（長期）、この3つが対象とされてきた。これらに加えて新設の大阪大学大学院と島根大学大学院の2つを対象に加えると。この点について今日の委員会で議論をしたいと思う。まず状況を確認したいが、この2つの新たな大学院以外に、候補はなかったのか。
- 伊藤上席公文書専門官 今回の大阪大学大学院、島根大学大学院は、今年度当初から、相手側から手が挙がったもの。そのほかの大学は、アーキビスト認証準備委員会の段階で調査を行い、「アーキビスト認証・養成制度調査報告書」を発行したが、その時点では「アーキビストの職務基準書」に定めるものとの整合性が十分満たされていないという判断であった。この調査以降、いくつかの大学から非公式な形で検討したいという申し出があるが、まだ、大阪大学・島根大学の検討状況までは進んでいないと認識している。
- 梅原統括公文書専門官 私どもとしても、網羅的に把握できているというわけではないので、場合によっては先生方の情報をいただくこともお願いしたい。先ほど2つの大学院の話もあったが、これから始まるため、実際に科目を履修した方が出てくるのは、最低でも1年先の話である。このように拡がっていくことはとてもありがたいため、今後、中身をチェックし、次回の委員会でお示しできればと考えている。
- 井上委員 そうすると、両大学についてはこれからカリキュラムの中身を網羅的に検討されるということか。
- 伊藤上席公文書専門官 既に調査を並行して進めており、両大学とお互いに情報交換しながら、カリキュラム、シラバスを取り寄せるなど、中身を検討して、職務基準書との整合性の確認を進めているところである。今日の委員会には間に合わなかったが、次回の委員会ではそちらの報告も行い、先生方にご確認いただければと考えている。
- 井上委員 大阪大学のカリキュラムの詳細を見ると、「日本古代史講義」など歴史ものが多そうな感じがする。昨年、私は審査したときに、アーカイブズと歴史学というものは全然違うものなんだということをつくづく感じたため、こういうカリキュラムが候補として残るものなのか。
- 伊藤上席公文書専門官 大阪大学は、必修科目が6科目12単位ある。選択科目には日本史学や日本政治史の講義があるが、基本的には必修科目について、規則で定めている必要単位数、それから職務基準書との内容の整合性を確認していくことになる。これら必修科目について、しっかりと職務基準書をカバーできているか確認したいと思っている。
- 高埜委員長 現在、例えば九州大学、筑波大学、駿河台大学の大学院では、学則変更が必要だと思うけれども、授業科目・内容を整えれば学内的なことで可能になっていくと思う。多分、新年度は島根・大阪両大学が加わり、既存の3つの対象機関にプラスされ、5機関になる。今後、恐らくほかの大学も加わっていただけるだろうが、もう新年度は無理だから、その次の年に、うまく運んでいただけると拡がりが出るのではないかと。島根大学・大阪大学は、もう既に授業科目名は公表されていると思うけれども、なお事務局にしっかり確認していただいて、6月の公表のときにはしっかり盛り込めるような形になると良いと思う。議題1については、以上がポイントであったように思うが、そのほか議題1について、何かあればお願いしたい。
- 井上委員 申請時期について、確かに6月初めに公表されれば、1週間ぐらい短くなくても何とかなるのではないかと。それはそのとおりで、説明会の日程も関係してくる。6月に公表さ

れたとしても、説明会に出てみてから挑戦しようとなることもあると思う。そのため、説明会の日程を考えていただくのがよいかと思う。

- 幕田首席公文書専門官 繰り返しとなるが、まず申請者に不利益がないようにということと、やはり、アーキビスト認証は始まったばかりの仕組みであるので、より多くの方が参加しやすい環境をつくるということを意識して、またご相談させていただければと思う。
- 高埜委員長 それでは、議題の2番「認証アーキビストの更新について」に移りたい。

## 議題2 認証アーキビストの更新について

- 梅原統括公文書専門官 資料2-1、2-2に基づき説明

資料2をご覧いただきたい。大きくポイントが2つあり、1つは更新要件の具体について、もう1つは更新できなかった場合の取り扱いについて、お示ししている。今回で決定ということではなく、今後の検討の方向性についてお諮りしたいと考えている。

まずは資料2-1であるが、資料2参考を示すとおり、更新の仕組みは認証期間の5年で20ポイントをためていただくという形を取っている。資料2参考の裏面にある別表2に、細かいポイントを載せているが、これを見ると、実際に実務に当たっている方は年間3点というポイントが付与されるので、5年間勤務すると15点確保できる。ただ、それでオーケーではなく、そこにもう一つ何かを加えて、20点を満たすことで更新が可能となる仕組みになっている。一定の能力を有していることを認められた認証アーキビストも、社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえて、知識・技能等が時代に即して更新されているか確認していきたいという仕組みである。

この知識・技能等を更新するための研修のレベル感はどう考えたらいいのかという点がある。それから、認証アーキビストの方には、研修を受けるという受け身ではなくて、今度は自らがレベルアップし、組織の中にとどまらず、外に向かって発信していく方になっていただきたいと思っている。例えばご自身の調査研究成果の発表や、自ら講師となって若手を育て、周囲を引っ張っていただく、そのようなことこそが求められるのではないと思う。それがひいては、認証アーキビストの活躍が社会的に認められ、必要だという認識につながっていくのではないかと、そういう期待を示したわけである。

そういった観点で3つの要件のうち、主になるのは調査研究能力で、ご自身の専門性を活かした調査研究をどうやって積んでいただけるか。そして、別表2のポイントについて、分かりやすくなるような事例を、もう少し入れていけたらと考えている。

また、知識・技能等の更新が主目的であるから、研修については、最新の動向などを踏まえて、新たな課題に取り組んでもらうことが求められるのではないと思う。各要件について、方向性やお考えなどをお聞きしたいと思う。

次に資料2-2については、認証アーキビストが更新できなかった場合を想定したもの。例えば昨今の働き方改革の推進なども踏まえると、育児・介護などにより、継続して活動することが難しい場合もあると考えられる。しかし、このような場合であっても活動を進めていけるような仕組みにできないかと考えている。ポイントが一定レベルに達していない場合、名簿からは一旦外れることになるが、アーキビストとしての専門性が失われるものではないので、条件を満たした場合は速やかに再登録するということが望ましいと考えている。

そこで、(1)は、更新ができない場合の対応策として、特別な事由なく点数がたまらなかった場合は、直近5年間のポイントを足し合わせて、20点になった段階で再登録できる形を考えている。また(2)は、育児・介護等、実際に仕事をしたいのだけれどもできない状態になった場合に、どのような対応が考えられるか整理したもの。育児・介護等による休業に関しても特例を設けず、いま説明した(1)と同じ対応とするものがA案である。一方、B案は、休業期間を除いた直近の5年間で20点になれば認めるという考え方。C案は、特例延長を認めるという考え方。資料2-2で簡単な表を示しているが、緑の部分は認証アーキビストとして実際に活動できる期間となる。このような形で考えてみて、A案、B案、C案、どの方向が望ましいか、ご示唆いただけると大変ありがたい。以上、2つのポイントについてご相談させていただきたい。

- 高埜委員長 認証アーキビストの更新について、資料2-1のような考え方でよろしいかという方向性について検討したい。それから、5年間の更新期間以内に20点が必要になるわけだが、さまざまな事由でそれが満たされないケースをどのように取り扱っていくのか、この2点について、委員の皆様からのお考え、ご意見を伺いたいと思う
- 大賀委員 資料2-1の「更新に係る各要件の考え方」で、(1)調査研究能力、(2)知識・技能等、(3)実務経験とあるが、これは必ず(1)も(2)も(3)も満たさなければいけないのか。先ほど、実務経験だけでは足りないようになっていくというお話があったが、別表2を見ると、例えば単著を出せば20点となり、どこか特定の分野だけで20点になればいいのか。それとも最低限これは満たしてくださいという条件があるのか。その点をまず確認したい。
- 梅原統括公文書専門官 先ほど実務経験だけ申し上げたが、今お話があったように、単著20点でもポイントは基本的には足りるので、これでも認められると考えている。
- 大賀委員 もう一点、考え方として、更新期間の算出方法について、例えば何年か前に退職したけれども勉強は続けており、本を1冊出せば認められる。そうすると、認証アーキビストとしての活動期間は、実務経験とイコールではないという理解でよろしいか。
- 梅原統括公文書専門官 必ずしも活動期間が実務経験を積むことに限定されるわけではない。5年の間で20点という基準に達していれば更新ができるという仕組みである。
- 大賀委員 認証アーキビストの活動とは何かという、基本的な定義に関わる気もする。一方で、休業などというのは、明らかにどこかにお勤めしていて育児休業を取りましたとか、アーキビストとして機関・組織に勤めている場合は、きれいに計算しやすいのだと思う。しかし、単に調査研究能力だけで取ることができるのだとすると、この辺の算出方法の考え方について整理が必要という気がした。
- 幕田首席公文書専門官 まず認証更新の申請要件として、認証期間内において、別表2に定める20点以上を満たすということが必要と規定している。今回1月1日に認証された方については、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの間の5年間の認証期間になる。認証アーキビストの仕組みについても、基本的にはどこかに勤めている方というのが中心だが、そういったことは基本的には問わない、今のところは現役性を求めている部分がある。認証された5年間に何らかの活動を、それは見た目の、公とか、どこかに勤務している方だけではなくて、フリーランス的なところで一生懸命活動している方もいらっしゃるだろうという考え方に基づいている。
- ただ一方で、3年、5年やっていく中、課題も出てくる場合もあると思うが、今回は、今ご説明した形でスタートしたというところである。
- 高埜委員長 この更新制度というのは、いわゆるペーパードライバーのように、認証を受けて以降、何も活動をしないということでは困るという考え方が一つあるのだと思う。それから、準備委員会の段階で、上級アーキビストという資格を付与するかどうかということも議論しなければいけないということだったように思うが、更新制度はそういうこととも関係してくる。認証アーキビストが実務や、あるいは調査研究能力をいかんなく発揮していただいて、いずれはそういうキャリアを積んで上級に就くと。このような道筋も念頭に入れたものなのだと思う。
- 先ほど大賀委員からのお話を伺っていて、やはり資料2-2で対象にしているのは、どこかにお勤めになっている、実務経験を積める方だと思うが、今回の190人の合格者の方々は、本当に多様だったという印象がある。アーカイブズ機関に勤めている方もいるけれども、必ずしもそれだけではなかった。ただ、フリーランスで何か調査研究などの実績を積もうとする場合に、こういうことが証明しにくいところがあるなという感じはした。
- 別表2の点数の基準については、とにかく190の方はスタートしているから、急いでこのことを明示しなければいけない。そうすると、5月の委員会で最終決着をする必要があるということになる。別表2の、例えば調査研究能力で単著は20点とあるけれども、「自費出版を除く」という備考がついているが、なかなか最近の出版事情は厳しいところがある。
- 伊藤上席公文書専門官 資料2参考は、認証アーキビスト審査規則として既に公表しているものであり、まずこれが現時点の決定事項ということになる。ただ、これが絶対変えられない

ことではもちろんないので、必要があれば、先生方のご意見をいただいて、規則・細則の修正を図っていくということになろうかと思う。

- 高埜委員長 事務局に確認したいが、資料2-2のA案、B案、C案について、いずれにするかの決定は、今日でなくてよいということか。
- 梅原統括公文書専門官 どちらの方向か絞っていただければ、その方向で仕組みを検討していきたいと思っているが、それが難しいということであれば、論点だけいただいて、さらに検討を進めていきたいと思う。
- 高埜委員長 では、できれば資料2-2(2)のA案、B案、C案について、何かご意見があればお願いしたい。
- 大友委員 途中、出産や病気ということはあると思う。実質的に職場に就業できない、勤めることができないというようなことがあったとしても、20ポイントを取得したならば5年後には更新できるということで、私はよいと思う。勤めはできなかったけど本を出したとか、論文を書くことができたというようなケースもあるかもしれない。研究を頑張っていたとか、講師として呼ばれて報告をしたとかというような形で、様々な活動を行うことによって、ポイントをしっかり獲得できるという頑張りの仕方があってよいのではないかと思う。勤務がどういう状態にあるかではなくて、5年後に更新の資格を得られるというようなつくりが、一番分かりやすいのではないかと思う。
- 幕田首席公文書専門官 今、先生がおっしゃっているのは、まさに特例的な規定を設けずに、認証期間の5年間の間に20点以上ポイントが取れた方については、特別な事由があったとしても認めるということであるので、A案にあたると思う。
- 井上委員 この表の見方がよく分からなかったのだが、同じ条件で見たときに、A案だったらどう、B案だったらどう、というふうになっていると分かりやすいが。これだと、A案の3年目・4年目はいずれも0ポイントになっている。これは休業したという意味なのか。
- 幕田首席公文書専門官 A案については、休業等の特別な理由の有無を問わず、認証期間において20ポイント獲得できなかった場合に、一旦、認証アーキビストの名簿から削除される事例である。A案では、1年目に5ポイント、2年目・3年目・4年目は0ポイント、5年目に5ポイントつくると、足すと10ポイントになるが、20ポイントには足りないため、ここで一旦、認証アーキビストの名簿から削除される。その後、再挑戦して6年目・7年目・8年目・9年目で3・3・3・6となり15ポイント。それで、5年目に5ポイント持っているため、この直近5年間は、年数で言うと5から9の間で20ポイント。ここでたまったので、9年目が終わった10年目の段階で再度登録するということになる。  
B案では、休業期間を含めない5年間であるので、休業期間の2年間を除算し、1年目から7年目までの合計の中で20ポイント、カウントすればいい。  
C案は、休業が発生した場合に事後的にもう1年延長して、6年目の段階で20ポイントたまればいいですよ、というふうに整理している。
- 井上委員 表については分かった。3年目・4年目において、A案のところはどちらも0ポイントになっているが、休業であった場合でもそうなるという趣旨でよいか。
- 幕田首席公文書専門官 そのとおりである。A案については、休業等の特別な事由があってもなくても、5年間の間に20ポイント取れない場合については、一旦そこで認証アーキビストの名簿から削除するという趣旨である。
- 大友委員 この表はやはり分かりにくいのではないかと思う。ポイントはいろいろな形で別表に示されているのであって、勤務に関するポイントだけここに入れ込むと、不自然な感じがする。
- 高埜委員長 資料2-2の1番の2つ目のポツで、「認証アーキビスト名簿から一旦削除する」というのは、痕跡がなくなってしまうというイメージか。
- 伊藤上席公文書専門官 基本的には、ウェブ上に公表している名簿から削除するため、見た目に分からなくなるということになる。
- 高埜委員長 そうだとすると、削除ではなくて、この人は5年で更新しなかった方として「未更新」と括弧付きで示すとか、何か備考欄で処理するなど、名前、痕跡だけは残しておいてもいいのではないか。

- 幕田首席公文書専門官 一旦削除するというのは、その時点での認証アーキビストは誰かを明らかにするところに目的があるので、そこからは落とすという趣旨である。おっしゃるように、備考欄に、この方は何年から何年までは、「元認証アーキビスト」と言っていていいか分からないが、そういうことは検討したいと思う。ただ、そういうことが発生するのは約5年後になる。いずれにしても、先生のご指摘を踏まえて検討し、前向きに考えたいと思う。
- 高埜委員長 それでは、今日の会議の時間の都合で、この議題については以上としたい。  
3番の議題に移りたい。「アーキビスト認証の拡充について」。これもまず事務局から説明をお願いしたい。  
(杉田課長、入室)

### 議題3 アーキビスト認証の拡充について

- 梅原統括公文書専門官 資料3-1、3-2に基づき説明  
資料3-1をご覧ください。まず「基本的な考え方」として、「公文書の作成、整理、保存、移管、利用の一貫した管理を推進するため、行政機関、公文書館等で専門人材を活用する」ことを打ち出している。  
その下の、青、赤、オレンジ、緑の部分は、第2回の委員会でも同様の資料を提示し、議論をスタートしていただいたものであり、今日、加藤館長もおっしゃっていたが、赤い部分の認証アーキビストは決まっているが、それ以外のものについては決まっていない。あえて「アーキビスト」という言葉を使わずに、タイプが3つあるという形で表現している。このうち青のAタイプについては、この後、公文書管理課から説明いただき、それを受けて私から、オレンジのBタイプ・緑のCタイプについて説明したい。
- 高埜委員長 それでは、杉田課長から、まず説明をお願いしたい。
- 杉田課長 公文書管理課の杉田です。今日はどうぞよろしく申し上げます。まず、認証アーキビストの仕組み・取組がスタートし、この1月に190人が認証されたということで、大変よいスタートであったと、皆様に感謝申し上げたいと思う。  
アーキビスト認証の拡充については、内閣府から国立公文書館に示している年度目標の中でも触れている。ただし、認証アーキビストの取組はまだ始まったばかりであるので、次年度以降、認証アーキビストそのものを今後どうしっかり定着させていくかが、まずとても大事なことだろうと考えている。  
基本的な考え方として、アーキビストは歴史公文書等についての専門家だと考えており、どちらかというと、青の部分のAタイプは、活動する場が国の行政機関等であり、まずはアーキビストのアーカイブズ機関での活用・配置を進めていくということで、公文書管理の充実につなげていくという発想なのかと考えている。  
一方で、今年の1月に、国の行政機関でも、アーキビストを活用しようという先進的な取組をされようとしている法務省では、重要な刑事事件の裁判資料を指定し、法務省で永年保存するという刑事参考記録に関わる制度について見直すということで、その指定に当たり、認証アーキビストを含む有識者の意見を聞く仕組みを設けることとしたと聞いている。アーキビストそのものを国の行政機関で活用していこうというような取組は少しずつ出てきているのかなと考えている。そうした取組については、事例を内閣府としても各方面に情報共有していきたいと考えている。  
その上で、この資料にあるAタイプについて、今回、アーキビスト・准アーキビストという名称はあえて書いていないが、いわゆる役所の現用文書についてのレコードマネージャーとしての役割を持つところであるので、アーキビストとは、求められる要件が重なる部分があれば、異なる部分もあるだろうと受け止めている。「アーキビストの職務基準書」の中においても、例えば評価選別に係る業務については、役所のレコードマネージャーにもともと求められるものであると考えているが、それ以外のもの、例えば保存修復、展示、閲覧等については、必ずしも役所のレコードマネージャーに必要とまでは言えないところもあるのではないかと考えている。

一方で、役所のレコードマネージャーについては、文書の作成から整理、保存、移管、廃棄に至るまで、そういった一連の業務プロセスに関わりを持つ立場にあるので、その適正管理を担保するという意味では、役所の組織や業務についての知識、事務経験が必要とされると考えている。逆にいうと、これらの要件については、必ずしもアーキビストには求められないと考えている。

一昨年から、国の行政機関、各省の文書管理の実質責任者として、公文書監理官、各府省CROといった体制整備を進めてきているが、CRO室を支える中核的な人材の育成に、今後しっかり取り組んでいく必要があると考えており、それがまさにここで言うAタイプに相当するものと考えている。平成30年の行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定においても、CRO室に配置する人材として、各府省のプロパー職員、それから研修を受けたOB職員などが挙げられており、そういった公文書管理の専門的知見、それから役所の実務経験を有する者の配置を検討することになっている。

最近、各府省のCRO室に公文書管理業務に専従している職員の数や、OB職員がどれだけいるかということ聞いてみたところ、必ずしも十分ではないという感じであった。今後、こういった人材の育成・配置というものをしっかり進めていかないといけないわけで、何よりも研修を充実させていくこと、特にその研修の内容を、より実践的なものにしていく。また、各府省のCRO室というのは、いろいろ兼務しており、なかなか文書管理に専従できない状況もあるため、専従できるような人員配置を各府省でしっかり進めていく。そのための方策というものを内閣府で今後しっかり考えていかないといけないと考えている。そちらの検討状況については、今後改めて説明する機会をいただければと思っている。

○高埜委員長 では梅原さんにも一通りご説明いただいた上で、また杉田課長にも質問するという形を取りたいと思う。

○梅原統括公文書専門官 B・Cタイプは、資料3-2をご覧ください。今日のポイントは、2の1)イメージの具体化のところになる。

B・Cタイプについては、まずそのイメージを、もう少し具体化していきたい。一体どういうところでどんな役割を担っているのかということであり、例えば認証アーキビストと同様の専門的業務は行っているが、残念ながら認証アーキビストとなるために必要な3要件全部は満たしてはいない、あるいは実際には認証アーキビストの指示の下で、どちらかという作業を行う方とか、必ずしも認証アーキビストを目指しているとまでいえない方もいるかもしれない。一方で、大学あるいは大学院で学ばれる方もいるかもしれない。こういった辺りを具体的に、資格化へのニーズの把握も含めて、少し掘り下げていくことを考えている。

その後、これは次回以降になるかと思うが、実際に必要とされる能力は何なのか。そして、その能力の判定にはどのような方法があるのか。それらをまとめていくことによって、B・Cタイプの検討も先に進んでいくのではないかと考えている。

また、実際に認証アーキビストがようやく誕生したが、今後はこういった人の配置・活用について、全国で実際に働いていらっしゃる館長たちなどにもお話を聞くような機会を設け、私どもでも具体化を図っていきたくと考えているところである。

○高埜委員長 「アーキビスト認証の拡充について」は、例えば加藤館長のマスコミなどのご発言の中で、准アーキビストについて、今後検討を重ねていく、制度化していくということ、いろんな場所で公表されてきた。准アーキビストという呼称も含めて、これまでこの委員会で議論してきたのは、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプということで、それぞれ性格が違うものかと思うが、特に今日はAタイプについて、先ほど杉田課長から、どのようなものをイメージしているのか、また今後、研修の方法その他、検討を重ねていかなければいけないというようなご説明をいただいた。そして、いわゆるアーキビストの保存し公開するという技能よりは、レコードマネージャーとしての業務が求められる部署であるということも、ご発言いただいた。

内閣府のほうで、公文書管理委員会において、Aタイプの業務を担う方を今後どういうふうに捉えていくのか。単刀直入に申し上げると、本認証委員会とどういう関係になっていくのか。その辺りのところを、もし本日の時点で杉田課長からご説明いただけることがあれば、少しご紹介いただけるとありがたいと思うが、いかがか。

- 杉田課長 Aタイプの議論については、そもそもアーキビスト認証準備委員会のときから議論いただいていた。改めて今回、アーキビスト認証の取組が進んだことを踏まえ、また、原点に立ち戻って考えてみると、やはりアーキビストというものが歴史公文書等に係る専門家であるので、アーカイブズ機関での活躍ということが想定されるという思いがありつつも、Aタイプは役所の世界で現用文書の管理に当たる専門家ということで、内閣府でも公文書管理委員会を舞台に、これまでも議論してきたところ。今後もちろんそういった流れの中で、公文書管理委員会の中で議論していくことになるのだろうと考えている。もちろん認証アーキビストとの関係だったり、文書のライフサイクルを考えれば、作成から移管、廃棄まであり、現に国立公文書館のアーキビストの方々から役所に対して、評価選別に係る部分について専門的・技術的な助言をもらっており、密接に関わる部分がある。あるいは研修の場面でアーキビストの方々に相当接点を持って活躍していただいた部分がある。基本的に別物とはいっても、そういったところで密接に関連性を有するものだと思っており、認証委員会にもこちらの情報を提供し、意見を聞きながら進めていくのだろうと考えている。
- 高埜委員長 先ほどのご説明でも、実務経験を有する職員あるいはOB職員など、専門的な知見を持っている方を活用されるのが現実的な方策であるとお考えという印象を受けた。そうすると、研修の中身や研修の方策について、内閣府あるいは公文書管理委員会で、何か具体的にご検討していることがあるか。
- 杉田課長 具体的な内容の検討はこれからであるが、今でも公文書管理研修は様々なものがある。また、アーカイブズ研修は、役所の方々にするとハードルが高過ぎるため、担当者向けの研修を、もう少し実践的な内容にしていくということを考えている。
- 高埜委員長 そうすると、OB職員で研修を受けた方たちを認証委員会が認証する資格ではなく、独自の研修の上で資格を与えられる、認証されるというような考え方であると理解してよいか。
- 杉田課長 今の時点で決め打ちをしているわけではないが、今の時点で認証が必要だとも言い切れないと考えている。一定の実務経験プラス、一定の内容の研修を受けた方を、役所の中できちんとうまく活用できるような仕組みが必要だと思っており、それを認証という形を取るのか、修了証を出して管理するのか、やり方は恐らくいろいろあるのだろうと思う。ご意見をいただきながら考えていきたいと思っている。
- 高埜委員長 仮に「准アーキビスト」という名称であるとすれば、その資格をこの認証委員会が付与するというイメージで議論してきたが、今のお話だと、Aタイプについては認証委員会とは別の範疇で議論を進める方向性という印象を持った。
- 杉田課長 おっしゃるとおり、B・CタイプとAタイプは、やはり異質なものだと思っており、必ずこの場で一緒に議論をしないといけないという必然性はないのかもしれない。関連する部分で一緒に議論をするというやり方もあり、ご意見をいただきながら別トラックということもあり得るのだろうと思う。
- 高埜委員長 井上委員は公文書管理委員会委員でもあるので、何かご意見はあるか。
- 井上委員 まだAタイプについて、公文書管理委員会で具体的なところを議論している段階ではないが、B・CタイプとAタイプは相当違う。認証アーキビストになった場合には更新をどうするのか、B・Cタイプのアーキビストになってから、認証アーキビストに移行するにはどのような方法があるのかとか、そういう接続の議論をすることとなる。Aタイプの場合は、レコードマネージャーとして一定の知見を備えている人が専門性のある知識に基づいて業務を行ってほしいということだと思っているので、それに必要な知見は何なのかということ整理して、研修をしっかり組むことになる。公文書館に勤める方とはインセンティブもかなり違っているため、分けて考えたほうが良いと感じた。
- この認証委員会では、アーキビストあるいはアーカイブズに関わる人材がどのような職務、どのような専門性を持っていなければいけないかということについて、知見のある先生方がそろっているので、公文書管理委員会あるいは公文書管理課にそういった点でアドバイスをするというようなことで連携していくことも考えられるかと思う。
- 高埜委員長 ほかの委員の方々、事務局も含めて何かあればお願いしたい。
- 大友委員 メディアなどが公文書管理の問題を繰り返し取り上げるような状況があり、それで

認証アーキビストができたという面もある。社会的な受け止め方としては、これで公文書管理が少しはよくなるのではないかというような期待がある。ここで、実は一番大元の現用の公文書管理が議論から外れてしまわないかと思って聞いていた。レコードマネージャーに関する我が国の議論は、必ずしも進んできていない。重要性は皆認識しているけれども十分に議論がされてきていない。またアーカイブズの考え方からすると、記録からアーカイブまでを一貫として捉える「レコードキーピング」という考え方があり、そこでは新しいものと古いものを分けず、一体として管理しようとする。これは、公文書管理法の思想も同様ではないかと思う。そうすると、ここで制度を2つに切り分けようという場合に何が必要になるのか、また何か落としてしまうものがあるのではないかと、非常に不安に思う。何か今お考え等があればお伺いしたい。

○井上委員 後で杉田課長に補足していただきたいが、役所の人材で公文書管理の部署にいる方に、認証アーキビストのようなものになっていただくのがよいのか。例えば、国立公文書館から認証アーキビストなりアーキビストを派遣して助言することでもよいかもかもしれない。専門家がしっかり見るということは非常に重要だと思うけれども、役所で採用されている職員がアーキビストになっていくというような形にするのが最善かどうかは、要検討かと思う。

○杉田課長 井上委員のご質問から。役所で文書管理業務に携わる人材をアーキビストとしてということであるが、今回の190名の中にも若干、役所の出身の方々はいけれども、極めて少数派になっている。やはりアーキビストに求められる調査研究能力などは、普通の役人にとっては相当ハードルが高い状況にあり、そちらを探っていくというのは、今の認証アーキビストの仕組みを前提とすると現実的ではない気がする。そういった意味で、役所で文書管理業務の実務経験、そして役所の業務・組織についての知見を持つ、そういったプロパー職員の方々に例えば研修を受けてもらい、知識をさらに体系的に身に付け、役所の中で中核的な文書管理業務に当たっていただくやり方が、やはり現実的かと思っている。

こここのところを切り離すというような議論ではなくて、やはり公文書管理というのは一貫して行われるものであり、作成の段階できちんと整理しないとうまく移管までとり着けないという話もあるので、そこは連動したものとして議論していく必要性もあると考えている。完全に切り離す議論というよりも、お互いに齟齬のない、むしろ一体としてうまく回るような形で機能していくように考える必要があると思う。

○高埜委員長 ほかの省庁についてはどんな気配、空気なのか。

○杉田課長 文書管理の業務は一見して各省とも共通であると見られるが、やはり業務フロー、業務の進め方も、各役所、部署によっても千差万別というところがある。そういった意味で、公文書管理法、施行令、ガイドラインにより各省共通的な業務類型については一般化して、なるべく統一の取れた形で標準化して、文書管理業務をやれるようにしようとしたが、標準的なプロトタイプを各省でそのままやってしまうとうまくいかないということもあって、各省の個別の事情に応じたカスタマイズをどううまくやっていくかということも大きな課題と思っている。各省統一・標準的である部分と、うまくカスタマイズしていく部分というのを、バランスを取ってやっていく必要があるのだろうと考えている。

○高埜委員長 ほかの方々、ご発言いただけることがあればお願いしたい。

○太田委員 もともと准アーキビストという話があったときに私がイメージしたのはBタイプやCタイプのほうで、Aタイプは想定していなかった。

今お伺いしたAタイプは専門職、専門家の話ではなくて、一般の行政職員として各省庁や、県庁などに採用された人が研修を受けて、知識などのレベルを高め、その研修の修了証をもらっていく人を増やしていくというようなお話で、資格を付与する専門職とは別のものではないかと思う。研修の受講によってレベルを高めた方がどんどん増えていくというのは非常に大事なことなので、ぜひお願いしたいと思うけれども、この認証委員会で准アーキビストなり何なりという形で考えているものとは別の、各省庁に研修修了者を配置するという議論なのだろうと思う。

今日のご説明にあったようなものは、それはそれで進めた上で、行政機関における専門職というものが必要かどうかという議論は、引き続きしていかなければいけないのではないのか。今回の認証アーキビストの方の中に何人か、もともと役所の文書管理をやっているとい

う方がいた。行政機関において文書管理の専門職が必要ということであれば、認証アーキビストの中に、本来だったらレコードマネージャーといったほうが良いような方も含み込んで対応していくという方向もあるのだろうと思う。そうすると、そのタイプの認証アーキビストの人を、国立公文書館や各省庁がどう使っていくかという、次の段階の話になってくるのだろうと思う。アーキビストとまた違う形の専門職が必要ということになれば、それこそ本当にレコードマネージャーという、別の専門職の認証というのを考えなくてはいけなくなってくるが、どちらが良いのか。手っ取り早いのは、今の認証アーキビストの中にある役所〇Bの方も包み込んで活用していくというほうが早いとは思うが、今日ご説明いただいたものは、あくまで専門職のお話ではなくて一般の行政官の方々のスキルアップの話という印象を受けた。

○高埜委員長

議題3番の「アーキビスト認証の拡充」については、今後も議論を重ねていく議題になる。今日、杉田課長から具体的なお話を伺うことができ、AタイプとB・Cタイプとの性格の違いなども明瞭になったと思う。今後、この拡充の問題は大変重要な問題であるため、なお議論を重ねていきたいと思う。

それでは、本日の議題、協議すべき事項は終了する。

最後に、小八木次長よりご挨拶をお願いしたい。

○小八木次長 冒頭、加藤館長からもあったように、委員の先生方のご尽力のおかげをもってアーキビスト認証が始まり、歴史に重要な1ページを記したことについて、改めて感謝申し上げる。これから様々な場面で、アーキビストの活動によって公文書管理のクオリティーが高まり、国民が記録を利用しやすい形になっていくことを期待している。

本日も大変熱心にご議論いただき、本当に実り多い委員会となった。

申請から認証までの手続については、本日頂いた意見を踏まえて、6月の公表に間に合うよう、5月の委員会を見据えて準備を進めていきたいと思っている。引き続きのご協力を賜れば幸いである。

○高埜委員長 事務局から最後に何かあれば。

○梅原統括公文書専門官 事務局からは2点ある。本日の議事の記録については、また後日ご確認いただきたいと思う。次回の委員会の日程については、改めて各委員にご照会し、日程の調整をしたいと思う。

○高埜委員長 それでは、以上をもち、第7回アーキビスト認証委員会を閉会とする。

以上